第五十五号の七様式備考中「地方団体に対する寄附金」を「地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

（地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行規則第八条の六十の次に十五条を加える改正規定（同令第九条に係る部分に限る。）中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第二十一条第一号」を「第十八条第一号」に、「第二十一条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同改正規定（同令第九条の十三第一項に係る部分に限る。）中「とは」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に改め、同改正規定（同令第九条の十三第二項に係る部分に限る。）中「により」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に改め、同令第十五条の七の次に七条を加える改正規定（同令第十五条の八に係る部分に限る。）中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第二十一条第一号」を「第十八条第一号」に、「第二十一条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同令第十六条の見出し及び同条の改正規定の次に次のように加える。

第二十四条の三十九第一項第七号の二中「第百二十二条第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同項第七号の三中「第百二十二条第二項」を「第百六十条第二項」に改め、同項第七号の四中「第百五十二条第一項」を「第百七十七条の十三第一項」に改める。

第一条中地方税法施行規則附則第四条の八の次に二条を加える改正規定（同令附則第四条の九の二に係る部分に限る。）を次のように改める。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の九の二　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十一年度及び平成三十二年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第二項	昼間人口（従業地、通学地による人口が	特例昼間人口（
	により前年度末までに	により
	国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査
	当該人口をいう。以下この項及び次項	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項
	常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例人口

昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
同項の人口	特例人口

第一条中地方税法施行規則附則第四条の八の次に二条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の見出し中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に、「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に改め、「係る」の下に「第九条の二第一項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第一条中地方税法施行規則附則第五条の二の二を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第八条の三の三の見出し中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に、「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に、「自動車検査証」を「第十五条の九第一項に規定する自動車検査証（第四項において「自動車検査証」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第八条の三の四を削る。

附則第五条を次のように改める。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第五条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「7　自動車取得税	1　自動車取得税
8　軽油引取税	1　軽油引取税
9　自動車税	1　自動車税」
を	
「7　軽油引取税	1　軽油引取税
8　自動車税	1　環境性能割
	2　種別割」

に改め、同表都道府県の項の欄中「10　鉱区税」を「9　鉱区税」に改め、「11　固定資産税」の項から「15　旧法による税」の項までを1号ずつ繰り上げ、同表市町村の目の欄中「1　軽自動車税」を「1　環境性能割」に改め、同表市町村の欄中

「7　自動車取得税交付金	1　自動車取得税交付金
を	
	1　自動車取得税交付金
	2　旧法による自動車取得税交付金」